



1.

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

・・・・・・・・厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課（平成29年4月3日）

わが国において過去に輸入した石綿の多くが建材として使用され、現在も、これらの石綿を含む建材を使用した建築物・工作物が多くあります。

こうした中、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、これまでに関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

しかしながら、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられているところです。

つきましては、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、下記事項の実施について、貴会会員等関係事業場に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、下記に関する具体的な注意点については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] を厚生労働省ウェブサイトに掲載しており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第 21 号）の 2-1-1 及び 3 の具体的留意事項として同マニュアルに示しておりますので申し添えます。

記

1 石綿の必要な除去等措置の実施

事業者又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 34 条の建築物貸与者は、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、石綿建材の使用状況を把握し、その損傷劣化状況について必要な頻度で点検を行い、建材の損傷劣化状況等を踏まえ、建築物の使用予定年数等に応じて必要な除去等を順次実施していくこと。

2 除去等措置の適切な選択等

除去等の措置に当たっては、除去、封じ込め又は囲い込みのうち、状況に応じた適切な措置を選択するとともに、措置が所期の目的を果たすよう適切な方法で行うこと。

3 適切な発注の実施

能力のある業者に発注する等により、上記1及び2の措置の適切な実施の確保に努めること。

4 その他

今後も利用を継続する建築物に対する調査は、解体時の事前調査と目的・内容が異なることに留意すること。

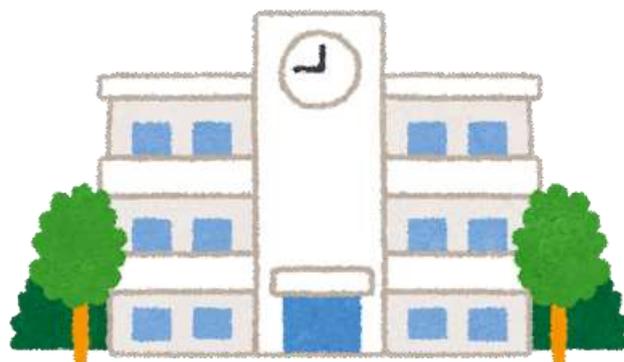
また、建築物等を解体する際には、石綿則に基づき、改めて施工者は建築物等の石綿の使用の有無に関する事前調査を行う必要があるので留意すること。

【参考】「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」



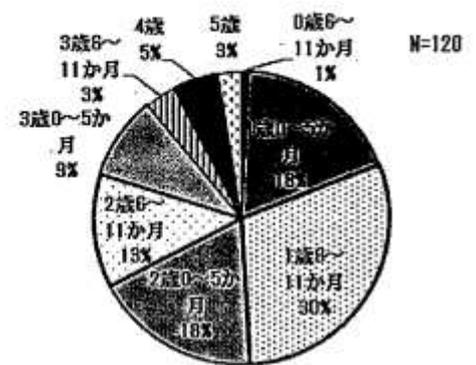
「受傷リスクを低減する商品の改良、事故の危険性を伝える注意表記の強化、
喉突き防止対策を盛り込んだ安全基準の強化」を提言しています

東京都商品等安全対策協議会では、子供が歯ブラシをくわえたまま転倒し、喉を突くなど口腔内を受傷する事故が多く、入院事例もあることから、子供の歯ブラシによる喉突き事故を防止するため、昨年7月から、アンケート調査や模擬実験を実施し、「子供に対する歯ブラシの安全対策」について、協議を行ってきました。

協議会から東京都に、事故防止のための具体的な提言を盛り込んだ報告書が提出されましたので、お知らせします。

1 提言の背景等

- 平成23年以降、歯ブラシによる受傷等により救急搬送された又は受診した5歳以下の事例は337件（入院を要した事例は61件）
- 東京消防庁救急搬送事例は、平成23年から、毎年40件程度で推移
- 事故件数は1歳代が最も多く、1歳～3歳前半の子供に多く発生
- 受傷要因は「転倒」が最も多く、約6割
- 子供が使用する歯ブラシは、「通常タイプ」が約9割
- 保護者の仕上げみがきで使用する歯ブラシは、「子供が使用している歯ブラシを使用する」が約8割で、使い分けをしていない。
- 歯ブラシに関する安全基準等に子供の歯ブラシの喉突き事故防止について規定された項目はない。
- 注意事項は商品によって異なり、喉突き防止に関する注意表記がない商品もある。



[年齢月齢別事故件数]
(医療機関ネットワーク情報等受診事例)

など



2 提言のポイント（詳細は別紙報告書概要・報告書参照）

（1）商品等の安全対策等

- 歯ブラシ自体に衝撃吸収性能を持たせる、歯ブラシ自体を口腔内奥に入りやすくするなど、喉突き防止の安全対策を強化する。
- 製品ごとに使用者及び使用目的を明確にし、子供自身が使うものと、保護者が仕上げみがきに使うものとを区別する。
- 商品の対象年齢について3歳前半とそれ以上の年齢を区別するなど、子供の年齢に応じた安全対策を実施する。
- 喉突き事故の危険性を必ず記載する、重要な注意事項は目立つ表記とするなど、パッケージ注意表記の強化と表示事項の改善
- 喉突き事故防止に関する製品の安全性の強化や、注意表記の強化を盛り込んだ、安全基準の強化（法規制、JIS、業界自主基準等）

（2）消費者の安全意識の向上

- 消費者の使用実態、ヒヤリ・ハット経験の状況等を踏まえた、消費者の行動に結び付くより具体的な注意喚起
- 親の世代の入れ替わり、子供の成長など、状況の変化を考慮した消費者への効果的な普及啓発とその継続

これらの注意喚起・普及啓発を、事業者団体、関係団体、国、都等、あらゆる主体が取組んでいく。

【具体的な注意喚起例】

- ・事故の危険性の高い3歳前半までは、安全対策を施した歯ブラシを選ぶ。
- ・安全対策が施された歯ブラシを使用する場合でも保護者が必ず見守る。
- ・歯みがきは床に座って行う。 など

【効果的な普及啓発の取組例】

- ・あらゆる機会を捉え、様々な媒体を活用した広報を行う。
- ・インターネット、ツイッターやfacebookなどのSNSを有効活用し、対象に届く効果的な広報を展開する。
- ・祖父母や周囲の人も含めた幅広い層に対し、繰り返し啓発する。
- ・保健所・区市町村と連携し、乳幼児健診等の機会を活用した啓発を行う。 など

（3）事故情報の収集と活用体制の整備

- 事故情報を受け付ける窓口について更なる周知を行い、報告しやすい環境を整える。
- 収集した情報を商品改善等につなげるため、情報の共有や活用の仕組みを整える。
- 安全対策の推進のため、製造事業者団体等に対する事故情報等の提供や、商品改善等の効果検証に資するデータ提供などを積極的に行う。
- 事故時の対応結果等を情報提供する必要性について、消費者に普及啓発する。

など

【問合せ先】生活文化局消費生活部生活安全課

電話：03-5388-3055（直通） 都庁内線：29-853

乳幼児の 歯みがき中の 喉突き事故に 注意!



全日本ブラシ工業協同組合、日本チェーンドラッグストア協会、(公社)全国消費生活相談員協会、
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会、
(特許)キッズデザイン協議会、(公社)日本小児歯科学会、(限研)産業技術総合研究所、
(独)国民生活センター、経済産業省、消費者庁、東京消防庁、東京都生活文化局



入院になった事故事例



歯ブラシをくわえたまま椅子から転倒した。歯ブラシが二つに折れ、先端が口の中に刺さった(1歳、入院)。

歯ブラシを口に入れたまま歩き回り転倒した。転倒時にタンスにぶつかり、喉に歯ブラシが刺さっていた(2歳、5日間入院)。



症例

頬部に歯ブラシが刺さったまま来院した(1歳児)



写真:消費者庁、(独)国民生活センター公表資料(平成25年3月28日)

事故の多い年齢



1歳から3歳前半で多く事故が起きています。

平成28年度東京都商品等安全対策協議会での事故事例分析

子供を事故から守るために



保護者の見守りの中で、
床に座って歯みがき
しましょう！

立っているより座っている状態の方が、
転倒時の受傷リスクを低減できます。



喉突き防止対策を施した歯ブラシを
使いましょう！

事故の危険性の高い3歳前半までは、喉に突き刺さりにくい
歯ブラシや喉の奥に入りにくい歯ブラシを使いましょう。



保護者が仕上げみがきで使用する
歯ブラシと使い分けをしましょう！

幼児期の子供自身の歯みがきは、習慣付けとして大切ですが、
清掃効果は不十分です。仕上げ用歯ブラシを使って、保護者が
仕上げみがきをしましょう。目的にあった歯
ブラシを選択することが大切です。仕上げ用歯ブラシ
は子供に持たせたり、子
供の手が届くところに置
かないようにしましょう。



歯みがきを行う場所、
生活環境を見直しましょう！

居間

⚠️ **ソファから転落に注意！**

ソファなど不安定な場所での
歯みがきはしない。

⚠️ **クッションなどでの
つまずき・転倒に注意！**

子供の動線に物を置かない。



⚠️ **兄弟姉妹との衝突に注意！**

動き回らない、周囲に注意する。

洗面所



⚠️ **踏み台からの転落に注意！**

洗面台に届かない場合は、うがい
をするときだけ踏み台を使用し、歯
ブラシを口にくわえず、置いてから
踏み台に乗る。

寝室

⚠️ **布団などでのつまずき・転倒に注意！**

うがいをするため場所を移動するときは、
歯ブラシを口にくわえたまま、
又は、持たせたまま歩
かせない。歯みがきが終
ったら、歯ブラシは保護
者が片づける。



歯ブラシだけでなく、箸やフォークなど、喉突きの危険性のある日用品
も、口に入れたまま走ったり、歩いたり、走ったりしないようにしましょう。

- 幼児期の子供にとって歯みがきは、日常生活の習慣付けにおいて大切です。
- 子供の事故を予防するには保護者の見守りは大切ですが、子供はちょっとしたすきに予期しない行動をする
ので見守りだけでは事故を防ぐのは困難です。
- 生活環境の見直しや子供の発達段階に応じた歯ブラシを使用することでリスクを低減しましょう。

このようなときに、
喉突き事故が
起きています。



(1歳4か月、通園時)

歩きながら歯みがきしていて、
歯ブラシをくわえたまま、顔から転倒した。



(2歳11か月、通園時)

歯みがき中よそ見をして、台からすべり落ちた。



(2歳1か月、園庭)

歯みがき中にふざけて落とすとぶつかり、
歯ブラシがのどにささった。



(1歳0か月、自宅)

ソファから落ちて、くわえていた歯ブラシが
喉に刺さりそうになった。

病院？ 救急車？ 迷ったら

救急相談・医療機関案内

東京消防庁救急相談センター

☎ #7119

つながらない場合は、

23区 ☎ 03-3212-2323

多摩地区 ☎ 042-521-2323

東京都では、「病院へ行ったほうがいいのかな？」
「救急車を呼んだほうがいいのかな？」など迷っ
た際の相談窓口として、「東京消防庁救急相談セ
ンター」を開設しています。

※東京都以外にお住まいの方は事前に最寄りの相談窓口
を確認しておくとう安心です。

事故の再発防止や製品の安全性向上のため、事故の
情報や危険を感じた情報などを消費生活相談窓口や
製造事業者へ情報提供をお願いします。

● 東京都消費生活総合センター

相談専用電話 ☎ 03-3235-1155

● 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや！)

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団
体が設置している身近な消費生活相談窓口につながります。

祖父母やお子様のお
知り合いにも、
歯みがき中の事故の
危険性をお伝えください。



お問合せ先

東京都生活文化局消費生活部生活安全課
☎ 03-5388-3055

平日 9時～17時
休日は12時～17時

IPアドレス番号

R70

本誌が事故の再発を予防しています

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

「海外展開の成否は、 相談相手で決まる。」



商社やメーカーで海外事業の実績を積んだ、
各分野の専門家が貴社の味方に。

利用
無料

専門家による個別支援サービス

新輸出大国コンソーシアム

新輸出大国

検索

0120-95-3375

受付時間：平日
9:00～18:00

www.jetro.go.jp/consortium/



「新輸出大国コンソーシアム」は、政府系機関、商工会議所、地域の金融機関などの支援機関が連携し、海外経験豊富な専門家の知見も活用しながら中堅・中小企業に寄り添って海外展開を支援する体制です。ジェトロが事務局を務めています。

中堅・中小企業の海外展開を、 官民一体となってサポートします。

海外展開成功の決め手は、
信頼できるパートナー選びから。



ご利用企業様の声

手探り状態で行っていた自社の輸出ビジネスを整理し考えることができました。

海外企業との取引条件交渉を専門家がサポートしてくれて本当に助かりました。

専門家のネットワークからパートナー発掘を検討したり、交渉手法を学んでいます。

専門家の助言を受けながら商談できたことが成功の一因となりました。

新輸出大国コンソーシアムとは？

「新輸出大国コンソーシアム」は、政府系機関、商工会議所、地域の金融機関などの支援機関が連携し、海外経験豊富な専門家の知見も活用しながら中堅・中小企業に寄り添って海外展開を支援する体制です。

🌐 海外支援をワンストップで！

これまで各々の機関が行っていた支援サービスを連携させ、海外展開についてのあらゆる不安や疑問の解決につなげます。

🌐 各分野の優れた専門家を活用！

海外展開フェーズに即した専門家、重点産業を支援する専門家、個別課題に対応する専門家が企業のニーズにあわせて、海外展開をサポートします。

※専門家の相談料、国内外出張費はジェトロが負担します。

🌐 貴社担当のコンシェルジュがつく！

貴社にとって最適な支援メニューや人選をサポートします。どんな小さな不安や疑問にも丁寧にお答えします。



**利用
無料**

これまでの成功事例も多数紹介いたします。
まずはお気軽にご連絡ください。

ジェトロの
サポートホットライン

0120-95-3375 受付時間：平日
9:00～18:00
www.jetro.go.jp/consortium/



▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp